

H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会設置要綱

(設置目的)

第1 「脱炭素社会」の実現に向けて、都は、事業者の節電意識の醸成及び電力のH T T (㊦減らす、㊧創る、㊨蓄める)に関する理解促進等を進めていくため、H T T 推進イベントをはじめとするP R 活動を実施している。

令和5年度からは、これらのP R 活動をより効果の高いものとするため、都と民間企業等とが連携し、H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) H T T 推進に向けたイベント等の企画・広報の実施
- (2) 都内事業者と連携したH T T の推進に向けたP R 活動の実施
- (3) 都内事業者に対するH T T ロゴの使用承認
- (4) 事業計画の策定及び事業報告の承認
- (5) 予算編成及び決算の承認
- (6) その他設置目的を達成するために必要な事項

(実行委員会の構成)

第3 実行委員会は、委員長、委員及び監事をもって組織する。

- 2 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充て、委員のうち東京都産業労働局産業・エネルギー政策部長の職にある者を委員長とする。
- 3 委員長は、実行委員会を代表する。
- 4 委員長は、必要に応じて実行委員会の会議を招集し、主宰する。また、必要に応じて、関係団体等に会議への出席を求めることができる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代行する。

(監 事)

第4 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、東京都産業労働局総務部計理課長の職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて実行委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、会計年度が終了した後、速やかに実行委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類並びに決算について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

(オブザーバー)

第5 実行委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、求めに応じて実行委員会の会議に出席し、発言することができる。

(任 期)

第6 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会を設置した日から解散する日までとする。ただし、委員等がそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(報酬及び旅費)

第7 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合には支給することができる。

(解 散)

第8 実行委員会は、実行委員会の会議における議決を経た場合において、当該議決日が属する年度の会計年度終了と同時に解散する。

(事務規程等)

第9 実行委員会の事務及び財務等に係る規程については、実行委員会において定めるものとする。

(その他)

第10 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

この要綱は、令和7年2月7日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3関係）

H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会 委員

職名	所属団体・職名
委員長	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部長
委員	東京都政策企画局計画調整部計画調整担当課長
委員	東京都環境局総務部広報担当課長
委員	公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター 省エネ推進・事業支援担当課長
委員	株式会社東京ビッグサイト総務部総務課長
委員	公益財団法人東京都中小企業振興公社総合支援部総合支援課長
委員	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター企画部連携企画室 担当課長
監事	東京都産業労働局総務部計理課長